

在日米軍の再編

再編の構造

在日米軍の再編の内容については、平成18年5月1日に、
日米間で合意されたものです。

総務委員会資料

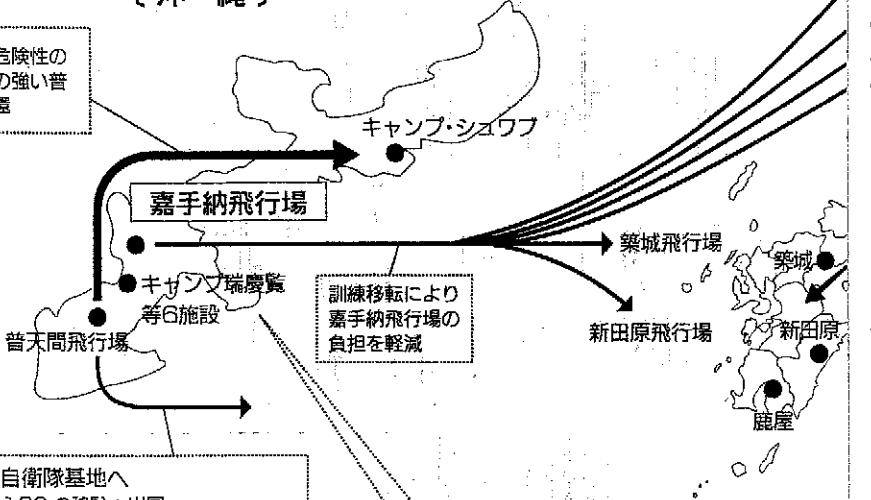
総合政策部企画政策課

(防衛省資料より作成)

〔沖縄〕

市街地の中心にあり、危険性の
除去等のため返還を望む強い普
天間飛行場の移設・返還

基地が集中する沖
縄の負担を実質的
に軽減



〔グアム〕

在沖海兵隊員約8,000名
(及びその家族約9,000名)の
グアムへの移転
(第3海兵機動展開部隊司令部等)

土地の返還

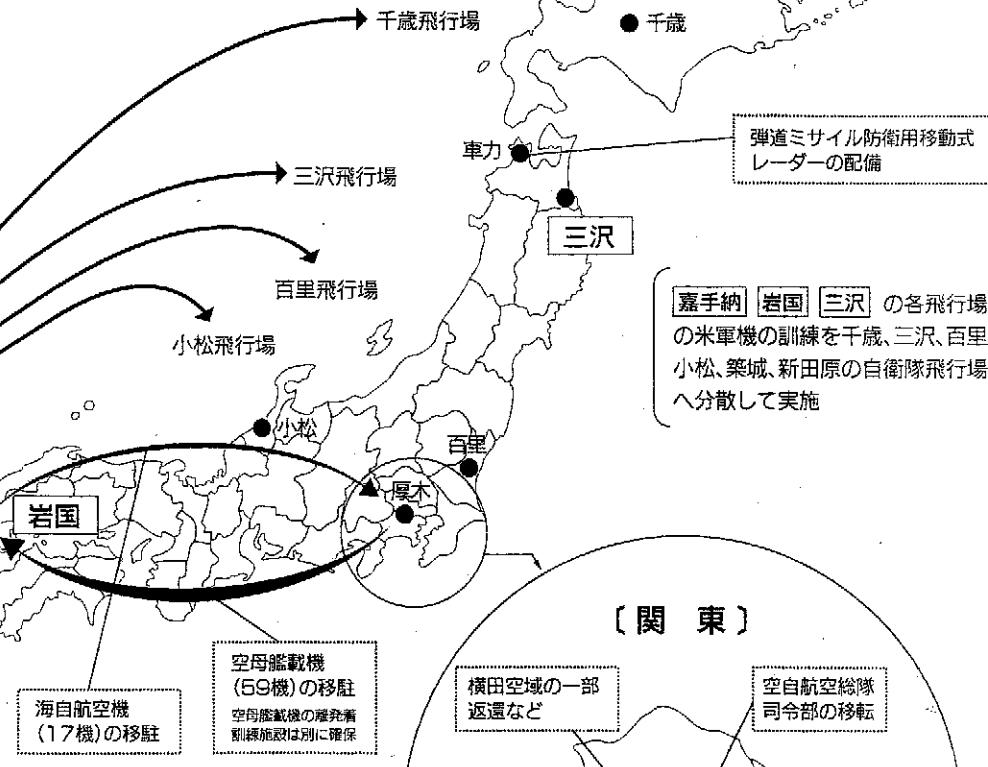
	防衛施設	面積
全部返還 (約 895ha)	キャンプ桑江	約 68ha
	普天間飛行場	約 481ha
	牧港補給地区	約 274ha
	那覇港湾施設	約 56ha
	陸軍貯油施設 (第1嘉江カクハレ地区)	約 16ha
部分返還	キャンプ瑞慶齋	約 643ha の一部

18.6.1.現在

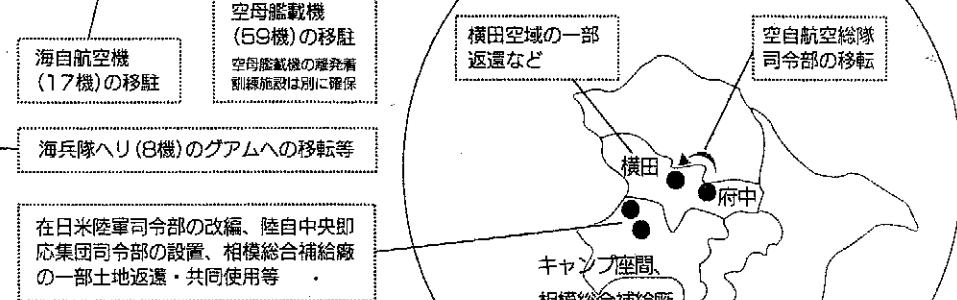
こうした
再編を円滑
ための法律
提出しまし
その内容は、次

在日米軍の
に実施する
案を国会に
た。

のとおりです。



〔関東〕



再編交付金の概要

◎（再編交付金の目的）

駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮すること必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ（略）、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資する・・・

1 再編交付金交付対象市町村の指定

- ア 再編により負担が増大する防衛施設が所在する市町村
- イ 再編の内容が航空機部隊の移転や航空機の訓練移転の場合は所在市町村及び隣接並びに隣接の市町村を指定する場合もある（ただし、一定の騒音レベル以上となるという条件付）

まず、再編に伴い負担が増加する防衛施設を関係行政機関（法務省）の長と協議の上、防衛大臣が指定。これを前提に指定の候補となる市町村のうちから、「再編の円滑かつ確実な実施に資すると認める」場合に防衛大臣が関係行政機関の長と協議の上、決定。11月22日、12施設33市町で交付金の内示があったが、キャンプ座間の座間市、岩国飛行場の岩国市及びキャンプ・ハンセンの名護市、金武町、宜野座村、恩納村は今回外れた。（金武町・宜野座村・恩納村は11月19日指定、後日内示予定）

2 再編交付金の交付の仕組み及び算出方法

- ア 防衛施設の面積の変化、施設整備の内容、航空機等の数の変化、人員数の変化等を基礎とし、その防衛施設の負担点数を決定。
- イ その負担点数を関連市町村で、防衛施設面積割合で按分し、さらに防衛大臣が面積以外の事情（訓練移転等）を踏まえ、調整して決定。

3 交付に当たっての留意事項

- ア 二年度以上継続するソフト事業を実施する場合には、同事業が再編交付金の交付期間を越えて行われる可能性も考慮し、爾後に市町村の財政を圧迫することがないよう、同事業を実施する上で必要な金額の基金を設け、基金から支弁することとする。
- イ 助成対象事業を行おうとする地域は、市町村の区域内において、再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域とする。
- ウ 市町村が毎年度経常的に行っている事業で、再編の円滑な実施に資するよう特別に実施するとはいえないものに、再編交付金を充てることはできないものとする。

4 交付金の助成対象事業について 裏面のとおり

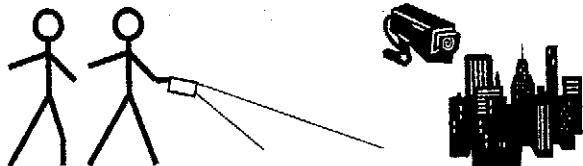
5. 助成対象事業について

(事業の具体的な範囲は、政令で規定)

- 交付金の助成対象事業について、施設整備とソフト事業の双方を念頭において、幅広く規定。

(事業の具体例)

- ① 住民に対する広報に関する事業（米軍再編広報パンフレット、地元説明会の実施）
- ② 国民保護及び防災、住民生活の安全の向上に関する事業（緊急通報システム、防犯カメラ設置）
- ③ 情報通信の高度化に関する事業（住民と行政とのオンライン化推進）
- ④ 教育、スポーツ、文化の振興に関する事業（公民館・図書館の整備、技能教育セミナーの実施）
- ⑤ 福祉の増進及び医療の確保に関する事業（託児所、巡回介護車整備）
- ⑥ 環境衛生の向上、環境の保全に関する事業（ゴミ減量化対策、珊瑚の保護・育成）
- ⑦ 交通の発達・改善に関する事業（コミュニティ・バスの運行、道路整備）
- ⑧ 公園・緑地、良好な景観の形成に関する事業（空港周辺の緑地帯の整備、街路樹の整備、公園整備）
- ⑨ 企業の育成及び発展等を図る事業（地場特産品開発支援などの事業）
- ⑩ その他生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの



平成19年10月31日
防衛省

駐留軍等の再編に係る再編関連特定防衛施設
及び再編関連特定周辺市町村の指定について

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)
第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき以下のとおり、再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する。

1 指定告示：平成19年10月31日 防衛省告示
(同日付官報に掲載)

2 指定内容：

再編関連特定防衛施設	再編関連特定周辺市町村
車力通信所	つがる市
横田飛行場	立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町
キャンプ座間	相模原市
横須賀海軍施設	横須賀市
岩国飛行場	大竹市、周防大島町、和木町
キャンプ・シュワブ	
キャンプ・ハンセン	
那覇港湾施設代替施設	浦添市
千歳飛行場	苦小牧市、千歳市
三沢飛行場	三沢市、東北町
百里飛行場	かすみがうら市、行方市、鉢田市、小美玉市、茨城町
小松飛行場	小松市、加賀市、能美市、川北町
築城飛行場	行橋市、みやこ町、築上町
新田原飛行場	宮崎市、西都市、高鍋町、新富町

注：防衛施設及び市町村については、今後追加で指定される場合がある。

以上

防 第 869 号

平成19年11月22日

立川市長 殿

北関東防衛局長



平成19年度再編交付金の交付について（通知）

標記について、下記のとおり決定されたので通知します。

なお、本通知に基づき交付申請をするときは、再編交付金交付申請書を平成20年2月21日（木）までに提出して下さい。

また、本交付金の交付を申請しないときは、速やかに書面をもって、その旨申し出て下さい。

記

平成19年度再編交付金交付額

25,958千円

写送付先：横田防衛事務所長



航空自衛隊航空総隊司令部の移転に係る主な施設

